

# 市川市立大洲中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

(『いじめ防止対策推進法』H25.6.28公布、9.28施行による)

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置するがないように、いじめが生命、心身または財産に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### (2) いじめの定義と認知判断

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条の規定による）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。

「いじめ」の認知は、特定の教職員のみで行うことなく、学校に設置する「いじめ防止対策委員会」で行う。

#### ＜いじめの具体例＞

- ✓ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。
- ✓ 仲間外れ、集団による無視、グループに入れない。
- ✓ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ✓ ひどくぶつかられたり 叩かれたり 蹴られたりする。
- ✓ 金品をたかられる。
- ✓ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ✓ 嫌なこと恥ずかしいこと事、危険なことをされたり、させられたりする。
- ✓ パソコンや携帯電話等（ネット上）で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### (3) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校にも起りうる。とりわけ嫌がらせや意地悪などの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が立場を入れ替え被害者、加害者になってしまう場合がある。また「暴力を伴わないいじめ」であっても何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」とともに 生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。さらに、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、いじめの加害者、被害者のみならず、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や 周辺で暗黙の了解を与えている

「傍観者」などの存在にも注意を払い、全員がいじめを許さない雰囲気が形成されるようにしていかなければならない。

#### (4) 教職員の責務

- ① すべての教職員は、いじめが行われず、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組まなければならない。
- ② いじめが疑われる場合又はいじめが生じた場合は、適切かつ迅速にこれに対処するとともに、その再発防止に努めなければならない。

## 2 いじめ防止の施策

### (1) いじめ防止の基本方針

#### ア いじめの未然防止

すべての生徒がいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できるような社会性を育み、学校・家庭・地域が一体となつたいじめを生まない土壤をつくる。

本校の教育活動全体を通じ、「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな心や判断力、自分や他者の存在を認め、お互いの人格を尊重し合える態度を養う。

また いじめの背景にあるストレス等の要因に着目しその改善を図りストレスに適切に対処できる力を育む。

- ① いじめ防止対策推進法を生徒、保護者に周知する。
- ② 児童の権利に関する条約の四つの原則やこども基本法の基本理念の趣旨等を踏まえ、生徒の基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切にした教育活動を行う。
- ③ 教職員の言動が 児童生徒を傷つけたり 他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。また、体罰は、いじめを助長することもあるので、絶対に行わない。さらに、発達障害についての理解を深める。
- ④ 教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりを推進し、生徒一人一人の自己有用感を高める。
- ⑤ 生徒会などの自発的な活動を支援する。
- ⑥ 年間計画に基づき、5月下旬、10月上旬などに、道徳や学級活動等で、すべての学級でいじめ等に関する指導及び教育相談・アンケートを行う。
- ⑦ 学校における個々の生徒の「居場所づくり」を行う。

#### イ いじめの早期発見

- ① いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ② ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から積極的に認知する。
- ③ 定期的ないじめアンケート調査を5月と10月の年間2回、また、教育相談を5月と10月の年間2回、さらに、その他の学校生活にかかるアンケートを実施

する際に、いじめに関する質問項目を設け実施することで、いじめの実態把握に取り組む。（アンケートには、インターネットを通じたいじめについても質問項目を設ける）

- ④ 生徒、保護者、教職員がいじめに関して相談しやすい体制を整備する。

#### ウ いじめに対する措置

##### ○基本的な考え方

- ① いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。
- ② 被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ③ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て関係機関・専門機関と連携し対応に当たる。

##### ○いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② いじめの発見、相談を受けた場合は、真摯に傾聴し、ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には、速やかに事実の有無の確認を行うなど、早い段階からの的確に対応する。
- ③ 発見・通報を受けた教職員は 一人で 抱え込みず 学校いじめ対策組織に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにいじめの事実の有無を確認する。
- ④ 事実確認の結果は、校長が責任を持って、市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ⑤ いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は 教職員は 他の業務に優先してかつ 即日 当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し学校の組織的な対応につなげる必要がある。
- ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から所轄警察署と相談して対処する。
- ⑦ いじめられた生徒、保護者へは、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ⑧ いじめた生徒へは、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向けた指導を行う。
- ⑨ いじめた生徒の保護者へは、いじめの事実を納得の上、以後の対応についての協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ⑩ いじめを目撃するなどして当事者以外の生徒が不安を感じている場合などは積極的に心のケア等を行う。

## エ ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等があった場合は学校として、問題箇所を確認し、この箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、被害生徒のケア等必要な措置を講ずる。
- ② 書き込み対応については、削除要請等、被害者の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて所轄警察署や法務局人権擁護部等、外部機関と連携して対応する。
- ③ 情報モラル教育を推進するため、技術・家庭科の授業等で情報の受け手や発信者としての必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

## (2) いじめ防止の組織

### ア 名称及び組織構成等

- ① いじめ防止対策委員会

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当主任、養護教諭、カウンセラー（S C, L C）

※対応する事案や協議の内容に応じて、構成メンバーは上記に限らず、柔軟に決定する。

### イ 役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成、実行、検証、修正
- ② いじめの相談、通報の窓口
- ③ いじめの疑いに関する情報の収集、記録、共有化
- ④ 緊急会議の開催、事実関係の聴取、保護者対応
- ⑤ いじめに関する教職員研修やケース会議の計画
- ⑥ いじめ防止の取組についてのP D C Aサイクルによる検証

## (3) 重大事態への対処

次に掲げる場合には、いじめの基本方針（国、県、市）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（国）等により適切に対応する。

- |  |
|--|
| 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命 心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるととき。      |
| 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるととき。 |

- ① 重大事態発生の認知は、学校いじめ防止対策委員会で行う。また、重大事態が発生した場合、学校は、直ちに教育委員会へ報告する。
- ② 教育委員会の判断により、当該事案の調査主体が学校となった場合には、教育委員会の指示等を受けつつ、学校いじめ対策委員会を中心とした調査委員会を組織する。なお、事案の内容等に応じて専門的知識を有する第三者の参画を検討する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果

については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

- ④ 調査結果を、教育委員会に報告する。
- ⑤ 調査結果を踏まえ、教育委員会の指導の下、改めていじめ問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。

### 3 取組の点検、評価等について

#### (1) いじめ問題に関する取組の点検、評価等

- ① 学校いじめ防止基本方針が、機能しているか、定期的に点検、評価を行う。
- ② ホームページ等で、「学校いじめ防止基本方針」を公表する。
- ③ 毎年度、いじめに関する統計、分析を行い、その結果に基づいて、いじめの対応等について改善に取り組む。
- ④ いじめの問題への取組を、保護者、生徒、教職員で評価し、改善に取り組む。

#### (2) いじめに関するアンケート等の保存期間

- ① いじめに関するアンケートの原本等、一次資料の保存期間は5年とする。
- ② アンケートや聴取の結果を記録した文書等、二次資料及び調査報告書の保存期間は原則5年とする。(ここでいう「原則」は、保存期間を延長することを想定したものであり、短縮するものではない。)

なお、保存期間の起算は、アンケート等を実施、作成した年度の翌4月1日とする。